

# 沖縄県国民保護計画(素案)に対する県民意見募集 提出意見(要旨)一覧表

※提出された意見について、提出者の表現をできるだけ生かし、要旨のみをまとめた一覧表です。

	質問・要望等の内容(要旨)
1	国民保護措置に関する基本方針について(住民の協力を謳うことは不適切)
2	国民の保護に関する措置の仕組みについて(警報等の業務連絡フロー図について、住民からの働きかけを盛り込むべき)
3	県の地理的社会的特徴(空港、道路、港湾の機能、容量等の具体的記述が必要)
4	県の地理的社会的特徴(世界的に貴重で特異な自然環境の保が特に重要な課題であるとの明記が必要)
5	県の地理的社会的特徴(米軍が戦闘状態に入れば、中北部全体が孤立する可能性を想定することの方が相当)
6	県の地理的社会的特徴(米軍施設について、訓練空域など空域、海域の記載が必要)
7	県の地理的社会的特徴(ダムやガスタンク等重要施設の記載が不足)
8	平素の業務で「NPO法人・ボランティア等の情報収集に関すること」とあるが、プライバシーの侵害にあたる。同様に「私立学校に関すること」は対象範囲を明確にすべき。
9	米軍との協議が終了していないままでの国民保護計画は、現状でも計画の立案が可能との誤ったシグナルを国と米軍に送ることになる。
10	県が国防・軍事を前提的に肯定する研修を職員に行うことは、内心の自由という職員の権利を侵害する。自主組織等の市民に対しても重大な問題を生ずる。
11	武力攻撃事態に対処できるよう教育することは、生徒の内心の自由を侵し、平和的民主的原则を損ねる。
12	避難の実効性をあげるためには、事前にどうい避難計画を立てていて、具体的にどう実施するのかあらかじめ住民及び勤務者に示すことが必要
13	モノレールとバスの連絡について、十分に検討が必要。空港や港湾も攻撃目標となりやすいので、本当に有効に機能するか安心できない。
14	県と地方公共団体、指定地方公共機関など参集基準がバラバラになっていないか。「共通の参集基準」を作った方がいい。
15	職員への通信手段として、ラジオを使った参集方法を検討してはどうか。
16	本部機能維持のために食料、燃料、自家発電の整備を明記すべき。
17	ミサイル攻撃、特にABC弾頭を装着した弾道ミサイルが着弾したときに被害を最小限におさえるための一次避難所(待避)施設が必要であると考ええる。
18	住民に対する啓発では、「とるべき行動」にとどまらず、例えば「食料や生活必需品の備蓄の推進」など、防災対策に絡めた事前対策も啓発するのも必要ではないか。
19	自衛隊の派遣要請については「緊急処理事態」に限定すべき。
20	ボランティアの要請方法をもっと具体的にすべき。また、「要請を受けて協力するものの安全の確保」は具体的にどのようなことが行われるのか、あるいは予定されているのかが見えない。
21	警報の伝達に「都市部への固定系スピーカーの設置を進める」旨の記載があってもよい。
22	時間的に余裕のない避難(緊急避難)措置の指示についても明記すべき。避難措置が指示されそうな状況になった時に、避難するための準備をする計画も必要ではないか。
23	研修、訓練への非参加の自由が明文で保障されるべき。いやしくも「非国民」のあぶり出しの場になってはいけい。
24	避難について「基地内の通行や基地内への避難も含め」というが、真っ先に攻撃されるのは基地。住民を保護する唯一の途は基地をなくすこと。沖縄県こそ先頭に立って善隣友好に努めるべき。
25	国民保護の名のもとに公務や職場、個人、その他の団体に訓練参加を強制しないこと。参加、不参加をもって「国民」「非国民」の選別があってはならない。
26	離島から船で避難すると言うが、船の確保、安全性の面で県の案は非現実的。有事の時に車を使った遠距離の避難はできない。自衛隊も住民を守る余裕はないはず。
27	米軍基地への避難も非現実的。軍事的に見ても無理な計画は示すのは県民を欺く結果になる。
28	マスメディアを指定公共機関にすることに強く反対します。
29	有事になれば住民の犠牲は免れない。憲法9条の意義を再確認し、近隣諸国との友好関係に努めた方が現実的。
30	基地内や北部の演習場などへ避難させる構想もあるが、沖縄戦の住民犠牲を軽視したものである。海路で避難した場合、船舶は標的にされるものである。
31	指定公共機関は指定するだけではなく、定期的に点検して実地に見て回ることが必要。普段の連絡調整が必要。年数回の訓練だけでは円滑に機能せず、日常を訓練とすべき。
32	非常用通信も普段から使わせないと機能しない。有線無線の通信が利用できない場合は伝令による通信も必要。そのためには職員の体力錬成も必要で、定期的に自衛隊に体験入隊させることも考えてよい。
33	武力攻撃事態になってから急にインフォメーションが沢山入ってきては判断できない。平素からの積み重ねが重要で、専門の情報担当官において情報収集を勉強させておくことが重要。
34	自衛隊と連携をとる内容として、防衛出動や治安出動が列挙して限定されているが、自衛隊法第6章の行動とすべき。
35	緊急通報の一例として、今の時代に電子メールアドレスがないのは時代錯誤。
36	避難について、臨機に指示できるよう、任意の避難、希望者のみの避難、弱者のみの避難などいろいろな指定の方法を考えておくべき。
37	弾道ミサイルに対して避難することは現実的でない。姿勢を低くして物陰に隠れるだけ十分である。弾道ミサイルにとって本当に効果が期待できるのは、核シェルターの建設など日頃の準備である。
38	ゲリラ攻撃と特殊部隊による攻撃同一視している。対応も全然異なる。
39	武力攻撃事態における避難は通常の災害と比べて長期間にわたり、着上陸攻撃による場合、半永久的な避難も考えられる。避難先における生活基盤の問題など国と共に対策を練るべき。
40	ジュネーヴ条約上の赤十字標章等の他に「文化財保護標章」があるので、活用されたい。
41	離島からの避難について、むしろ一定の条件を満たす場合にはこのような離島に避難すべき。そのような離島に避難して「無防備地域宣言」をするのは意味がある。

42	国民保護措置に要した費用について、国に支払い能力がなくなることも想定できるので国から担保を得ておくべき。
43	米軍基地内従業者はジュネーブ条約上、交戦適格者であり、敵の手に落ちた場合は正当な捕虜として保護されるので、有事にはその身分を保持して米軍と行動した方が安全。
44	米軍基地に文民を避難させることや、自衛隊が文民を保護することは、軍が攻撃対象になるので、被害が文民に及ぶ可能性がある。
45	国に平和外交政策への転換を強く要求すべき。早急に変わらないのであれば、堅固な自然壕の整備確保、人口壕の設置を行うことがよい。
46	普天間基地の移設先として沿岸案を受け入れ、核シェルターの建設を国に要求すべき。
47	県が市町村に対して、計画内容の強要や計画策定請負の民間会社への委託斡旋を行わないこと。
48	国民保護法が定める強制措置に対して、住民の思想・信条に基づく拒否を一律に排してはならない。
49	報道の自由や国民の知る権利が制限されることがないように具体的な規程を計画に明記すること。
50	国民の協力について、「任意の規定」や「義務化の排除」という視点を計画の中に表記すると共に、訓練が強制されないことを明記すべき。協力しない者に対して不利益や差別がないように、また、非協力者のリストアップ等をしないよう明記させていくべき。
51	国民保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、外国人等の他に、乳幼児、児童、妊産婦を具体的に明記すべき
52	ジュネーブ条約第一追加議定書の「無防備地域宣言」や「攻撃の影響に対する予防措置」の規定に基づく住民保護規定を盛り込むことが必要。
53	米軍の行動と住民避難の調整をどのように行うのか明確になっていない。結論が出ていない段階で国民保護計画を策定すること自体無理がある。
54	県の地理的、社会的特徴として、軍民混在となった沖縄戦の歴史とその教訓、県民が軍隊に持つ感情などの特殊事情をふまえなければならない。また、米軍施設や自衛隊施設が集中している事実についてどう対処していくのか、その方向性を計画に盛り込むべき。
55	防衛庁や自衛隊との連携が過度に強調されることがないように求める。
56	ジュネーブ諸条約等を県職員としても研修すべき。各市町村へも研修項目として県が指導すべき。
57	狭い島嶼県である沖縄で、県内全ての自動車保有台数等と道路実延長距離などの分析によっても緊急時に一斉に住民が避難することが可能なかはなはだ疑問。
58	武力攻撃を未然に防ぐための努力をすべきだと思う。
59	武力攻撃を受けないために国に、どのような考えを持っているのか。
60	どの国から武力攻撃を受けるのか明確な説明をして欲しい。
61	基地内避難は、武力攻撃が起こった際には一番先に攻撃される可能性が高く、かなり危険である。
62	国民保護計画の策定は意見提出の期間も短く、説明会も十分でない。また県議会の議決も経ないことも看過できない。不当である。
63	国民保護計画の策定を急ぐことなく、憲法・地方自治法に基づき、非戦への不断の努力こそが、県民の生命・財産を守るということを基本に計画を抜本的に検討し直すことを求める。
64	自然災害に対する防災計画や避難訓練は必要だが、戦争災害を想定しての体制づくりはあってはならない。緊急対処事態・「テロ」と呼ばれる行為は犯罪であり、現行法で対応すべきもの。
65	米軍との関係など住民の生命と財産に関わる極めて重要な部分があいまいな記載にとどまっている。
66	昨今の武力攻撃能力のすさまじさはイラク戦争でも明らかのように、このような避難でのがれられるものではない。
67	県民が放射能汚染のない地域に即時に避難することなど不可能。真に住民の生命・財産を守る立場に立ち、本計画を策定するのであれば、原子力艦の持ち込みに対して、中止、撤去を積極的に要請すべき。
68	パブリックコメントで募集した意見は、出来るだけ本文のニュアンスが伝わる程度の要約にとどめるべき。委員にはできるだけ意見の全文を配布するよう強く求める。
69	このような重大な案件に関して、十分な広報がなされていないのが一番の問題。生命に関わる重要な計画案であるからこそ、もっと県民皆が議論したうえで意見をのべられるような方法をとって欲しい。
70	日本・沖縄の将来のためにもアジアと良好な関係を築いていくことが肝要。本当に有事になった場合は沖縄に避難するところなんかない。
71	「必要最小限」で「公正かつ適正な手続き」と断っても、国民の自由と権利は制限される可能性はある。どんな場合でも無制限に認められるべきである。
72	このような事態が生じないようにするのが、県民を保護する一番確かな方法。軍事費をゼロにし、近隣諸国との友好に使うべき。そうすればこの国からも攻められる心配をしないでよい。
73	国民保護法は、日本国憲法の前文及び第9条に違反するものである。国民保護法に基づく沖縄県の国民保護計画(素案)に絶対賛成できません。
74	国民保護計画は有事(戦争)に備えて策定されるもので反対です。沖縄が攻撃の標的になるのは軍事基地があるからに他ならない。
75	私たち県民は「沖縄は戦争をしない、させない、不戦の県」として徹することが重要。また、ジュネーブ追加議定書に定める「無防備地域宣言」を行い、外部からの攻撃を受けない防御策を国民保護計画に盛り込んで国民保護を考えて頂きたい。
76	県内に基地があることに危険を感じる。沖縄は全ての基地を撤去すべく、独立を視野に入れて日本政府にあたって欲しい。
77	事が起こる準備をするのではなく、そうならないための根本的原因の対処をお願いします。米軍及び自衛隊の解散、そして完全非武装のレスキュー団体の結成をして下さい。